



令和 8 年熊本地震義援金募集のお知らせ

令和 8 年 7 月 28 日に熊本県で発生した地震を受け、熊本県共同募金会が被災者支援を目的とした義援金の募集を開始しました。

これに伴い、佐賀県共同募金会（会長：山田 裕久）においても同義援金の受付を行います。本会および市町支会（市町社会福祉協議会）で受付けた義援金は、**全額を熊本県共同募金会へ送金**いたします。被災された方々への温かいご支援をお願いいたします。

記

1. 義援金名称 令和 8 年熊本地震義援金

2. 受付期間 令和 8 年 7 月 3 1 日（金）から令和 9 年 3 月 3 1 日（水）まで （期間を延長する場合があります）

3. 義援金の受付方法について

(1) 直接、義援金を持参される場合

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20 か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	シャカイフクシホウジン サガケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

○直接、熊本県共同募金会へ寄付を希望される場合

【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
肥後銀行	水道町支店	（普）2787061	レイワハチネンクマモトジシギエンキン 令和 8 年熊本地震義援金 （フク）クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
熊本銀行	本店営業部	（普）3248213	レイワハチネンクマモトジシギエンキン 令和 8 年熊本地震義援金 （フク）クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
ゆうちょ銀行	00950-6-326682		クマモトケンキョウボ 熊本県共募 レイワハチネンクマモトジシギエンキン 令和 8 年熊本地震災害義援金

※1 肥後銀行、熊本銀行、ゆうちょ銀行ともに窓口からの送金手数料は無料扱いになります（ATMを除く）。窓口にて本義援金の振込である旨をお申し出ください。

※2 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

(3) 現金書留により義援金を送付される場合 ※8月14日追記

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先：〒860-0842

熊本県熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額熊本県共同募金会へ送金し、熊本県が設置する義援金配分委員会において配分が決定され、熊本県を経由して被災された世帯へ配分される予定です。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・熊本県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
*別添募集要綱については、熊本県共同募金会 HP からも取得できます。
⇒熊本県共同募金会 HP <https://www.akaihane-kumamoto.jp/>
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と佐賀県共同募金会の HP に掲載している義援金募集案内を添えて税務署へご提出いただけると寄附金控除申請の際にご利用いただけます。その他、ご不明な点がございましたら、本会または市町支会（社会福祉協議会）までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996

「令和8年熊本地震義援金」募集要綱（第3版）

社会福祉法人熊本県共同募金会

1 趣旨

令和8年7月28日（火）に発生した地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、10市10町1村（熊本市、八代市、水俣市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、天草市、合志市、下益城郡美里町、菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡西原村、上益城郡御船町、上益城郡嘉島町、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町）で災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会（以下「本会」という。）では、この災害により被災された方々を支援することを目的に災害義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

レイワハチネンクマモトジシנגイエキン
令和8年熊本地震義援金

3 募集期間

令和8年7月31日（金）から令和9年3月31日（水）まで

4 義援金の受け入れについて

金融機関	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行 スイドウチョウ 水道町支店	(普) 2787061	レイワハチネンクマモトジシングイエキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
クマモト 熊本銀行 本店営業部	(普) 3248213	レイワハチネンクマモトジシングイエキン 令和8年熊本地震義援金 (フク) クマモトケンキョウドウボキンカイ 社会福祉法人熊本県共同募金会
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

金融機関	口座番号	口座名義
ゆうちょ銀行	00950-6-326682	クマモトケンキョウボ 熊本県共募 レイワハチネンクマモトジシンサイガイグイエキン 令和8年熊本地震災害義援金
・窓口からの振込手数料は無料となります。		

*上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合の振込手数料は有料です。

5 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842

熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

6 義援金の配分

本会に寄せられた義援金は、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、本会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町村を通して、被災者へ配分されます。

7 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入のうえ、本会へ送付してください。後日、領収書を送付いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

8 その他

(1) 災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

(2) この要綱は、令和8年7月31日（金）から施行します。

8月13日（木）改正（第2版）

10月 5日（月）改正（第3版）

9 問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県共同募金会

〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階

(TEL) 096-354-3993

(FAX) 096-353-4566

(E-mail) info@akaihane-kumamoto.jp